

公 告

下記のとおり条件付き一般競争入札(事前審査型)を行います。

令和5年7月12日

収支等命令者
佐賀県玄海水産振興センター所長 中牟田 弘典

1. 競争入札に関する事項

- (1) 工 事 名 漁業調査取締船「かがみ」定期検査及び修繕工事
- (2) 仕 様 等 別紙仕様書による
- (3) 予定工期 契約締結日から令和6年3月15日(金曜日)まで

2. 入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規定(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札日の時点で有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本船は(株)石垣製のウォータージェットを搭載している為、(株)石垣ウォータージェットの開放・整備・組立ができる(株)ミズノマリンの技術者を配置すること。
また、主機関についても、キャタピラー社製の船用ディーゼル機関を搭載しており、開放、整備及び組立に特殊な技術及び工具等が必要である為、キャタピラー九州(株)の技術者を配置すること。
- (4) 佐賀県内に本店、支店又は営業所を有し、かつ唐津市、玄海町及び伊万里市内で施工できる事業者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立がないこと。
- (6) 開札の日の6ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 入札参加申し込み

入札に参加しようとする者は、下記のとおり申請すること。

- (1) 提出期限
令和5年7月27日(木)14時必着
- (2) 提出書類
 - (ア) 入札参加資格確認申請書
 - (イ) 技術者派遣証明書各1通
(株)ミズノマリン及びキャタピラー九州(株)
 - (ウ) 営業概要書
- (3) 提出先
佐賀県唐津市唐房6丁目4948-9 (TEL: 0955-74-3021)
佐賀県玄海水産振興センター 船舶運航・調査取締担当 久保、萬谷
- (4) 提出書類及び仕様書等の入手方法
佐賀県ホームページから添付ファイルを入手すること。
- (5) 入札参加資格の確認
提出書類を審査のうえ入札参加資格の適否を決定し、結果は令和5年7月31日(月)までに申請者あて通知する。
- (6) その他
 - (ア) 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。
 - (イ) 提出した関係資料等について説明を求めた場合はこれに応じること。
 - (ウ) 提出された資料は、返却しない。
 - (エ) 提出された資料は当該業務に関する目的以外には使用しない。
 - (オ) 入札日時までに2.入札参加資格に記載した事項を満たさなくなった場合は入札参加資格を失う。

4. 現場説明会

実施しない。

5. 入札及び開札

- (1) 入札書の提出期限

令和 5 年 8 月 4 日(金)14 時 00 分

- (2) 提出先
上記 3(3)の部署
- (3) 提出方法
郵送（書留郵便又は交付記録郵便とする特定封筒郵便物）すること。
郵便封筒表紙には本工事名及び「入札書在中」と朱書きすること。
提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封は行わない。
- (4) 開札の日時及び場所
日時：令和 5 年 8 月 4 日(金)14 時 30 分
場所：佐賀県玄海水産振興センター 1 階会議室

6. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - (ア) 入札保証金
佐賀県財務規則(平成 4 年佐賀県規則第 35 号)第 103 条第 3 項第 2 号の規定により免除する。
 - (イ) 契約保証金
佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除する。
- (2) 入札書に関する事項
 - (ア) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。(入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするため)
 - (イ) 開札の結果、落札となるべき同価の入札が 2 者以上の場合、抽選(くじ)で落札者を決定するため、入札書の「くじ番号」の欄に任意の 3 桁の数字を記入すること。(くじ番号の記載がない場合は「000」とする)
- (3) 入札の無効
次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。
 - (ア) 入札参加資格がない者
 - (イ) 当該競争入札について不正行為を行った者
 - (ウ) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
 - (エ) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
 - (オ) 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
 - (カ) 入札書の金額を訂正したものを提出した者
 - (キ) 入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者
 - (ク) 1 人で 2 以上の入札をした者
 - (ケ) 入札書に記載する日付は、入札参加届締切日翌日から開札日までの記載を有効とする。

- (コ) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
- (4) 入札の中止
 - 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。
この場合の損害は入札者の負担とする。
 - (ア) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
 - (イ) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。
- (5) 落札者の決定方法
 - (ア) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (イ) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上いるときは、その者を対象として直ちに抽選を実施し、落札者を決定する。なお、抽選の方法については、「同価抽選の方法」により決定する。
 - (ウ) 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき(入札金額のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合)は、再度入札を行うこととし、改めて入札日を通知する。
 - (エ) 入札の実施回数は3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (6) 入札について疑義が生じた場合
別添の佐賀県建設工事等入札心得を参照すること
- (7) 入札参加資格を得るための申請方法
佐賀県ホームページ参照
- (8) 契約書作成の要否
要